

多賀城南門及び周辺地区整備・活用基本方針 概要版

平成30年11月

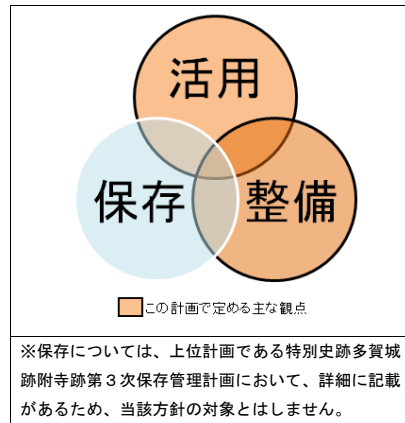
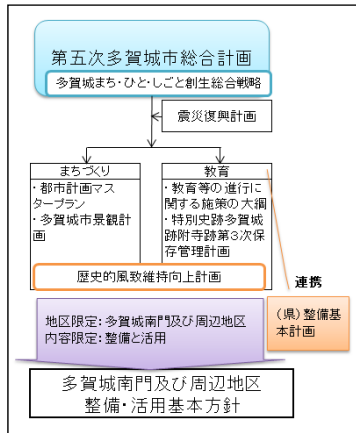
【1 調査・検討の経緯】 (P4)

多賀城南門等復元整備事業については、平成27年度及び平成28年度に実施設計を行い、その概要は平成29年5月30日の全員協議会で説明したところです。

この多賀城南門等復元整備事業の実施設計を受けて、当該整備事業と併せて整備することとなる周辺施設の整備事業を含めたスケジュール等について、平成29年8月に中間報告書として、状況を取りまとめ、考える3つの案を提示したところでした。

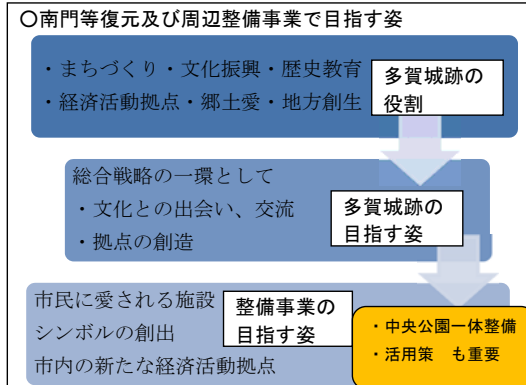
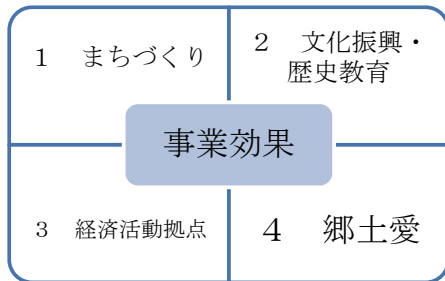
この方針は、最終報告書として、中間報告後の国の動向等を反映した上で、考慮すべき事項の調査・整理を行い、事業効果の検証をとおして、将来のあるべき姿を設定し、その姿に向かうための手法とスケジュールを整理したものです。

【2 方針の位置付け等】 (P5)



【3 整備事業の目的・効果】

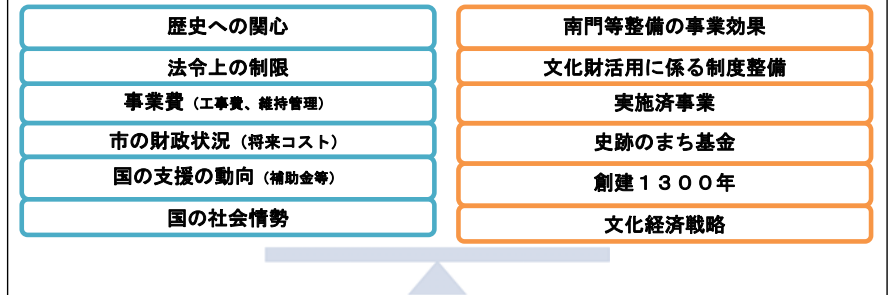
No.	概要	掲載頁
ポイント①	期待される役割「まちづくり」「文化振興・歴史教育」「経済活動拠点」「郷土愛」	P7
ポイント②	「中央公園との一体的整備」「新たな活用策の展開」	P10



【4 整備・活用に係る課題など比較考慮すべき事項】

No.	概要	掲載頁
ポイント①	現状変更や建物建築における法令上の制限	P17～19
ポイント②	市の財政事情(史跡のまち基金含む。)	P20、32
ポイント③	補助金の動向と採択額に応じた事業調整	P20、23
ポイント④	国の社会情勢(人口減少、高齢社会到来)	P20
ポイント⑤	事業費(工事費)	P24
ポイント⑥	事業費(維持管理費)	P29
ポイント⑦	文化財活用のための制度整備(市債への新しい地方交付税措置)	P33

○比較考慮すべき事項

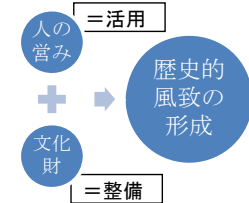


【5 多賀城南門及び周辺地区の整備・活用に当たっての理念】 (P21～23)

「歴史的風致の維持向上を図ったうえで、多賀城の魅力、多賀城らしさを向上させるため、必要となる整備・活用を、可能なタイミングで実施することとします。」

No.	概要	掲載頁
ポイント①	歴史的風致 とは	P21
ポイント②	必要となる整備・活用 とは	P22
ポイント③	可能なタイミングで実施 とは(補助金の動向と採択額に応じた事業調整)	P23

○歴史的風致



○必要となる整備・活用

ハード面	A 目的達成に最低限必要な整備(先行事業)	P30
	B 実施が好ましい整備等	
ソフト面(活用策)	目的達成を促進するような活用	P37

○可能なタイミングとは

多賀城創建1300年を目指しながらも国庫補助金の動向と採択額に応じた事業調整

【6 整備スケジュール等】

(P31)

区分	整備を目指す時期
目的達成に最低限必要な整備（先行事業）	平成36年度まで（計画年度内）
実施が好ましい又は諸条件の整理が必要となる整備	将来（年度設定なし）

（平成32年度には、見直し予定です。）

○スケジュール概要

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39以降	
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027以降	
	計画期間										
	将来										
文①	南門・築地堀復元事業										
文②	地形復元事業										
文③	大路等整備事業										
文④	館前遺跡整備事業										
文⑤	南辺東半部地区整備事業										
文⑥	政庁北端部地区整備事業										
文⑦	機械管理整備(維持管理用)事業										
文⑧	ガイドンス施設整備事業										
文⑨	普及啓発事業										
文⑩	計画策定補助事業										
国①	中央公園整備事業										
国②	政庁大路線整備事業										
国③	大路広場整備事業										
国④	無電柱化事業										
国⑤	案内板・情報施設整備事業など										

※実施順を示したものであり、補助採択額によっては、計画時期が到来しても実施できないことがあります。

【7 財源の確保】

No.	概要	掲載頁
ポイント①	財源に関する原則としての考え方	P32
ポイント②	国庫補助金の確保・県の支援要請	P32
ポイント③	市債の活用	P33
ポイント④	史跡のまち基金の活用	P33
ポイント⑤	寄附の募集	P33

○財源に関する原則としての考え方

- ①年度ごとの事業実施額は、国庫補助金の補助採択額に応じた工事
- ②原則、国庫・県補助金、市債（地方交付税措置があるもののみ）、史跡のまち基金、寄附、一般財源等の順

○国庫補助金の確保

- 国からの積極的支援に期待することが相当
- 国庫補助金の所要額が全額確保できるよう各所に働きかけを行うことが重要

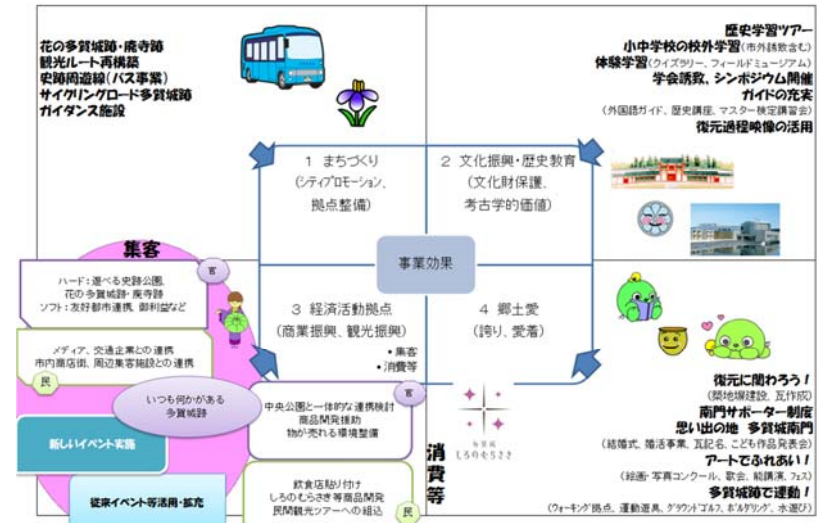
○文化財の保存・活用に係る市債の地方交付税措置（平成30年度から）

充当率	普通交付税措置率	普通交付税措置の条件
90%	30%	・文化財の保存・活用として行うハード事業に係る文化庁の国庫補助金を受けていること。
(45%)	(13.5%)	・国庫補助金の補助率のみとすること。

【8 活用策検討】

(P35~37)

復元する南門単体だけでは期待する事業効果が十分とはいえないことは、前述のとおりです。特に経済的影響については、創意工夫を行わないと、一定の効果が生まれません。当該施設の利活用や周辺施設との連携によって、事業効果を大きくする必要があります。



※上記は、イメージであり、実施が担保されたものではありません。

【9 推進体制】

(P38、39)

○推進体制イメージ図

